○この「運営規程」は、事業所としての児童クラブの事業の運営についての重要事項を定めるものであり、組織としての児童クラブの会員、役員、会議等についての規定はないため、「会則」は引き続き定めておく必要があります。

○この場合、事業所としての児童クラブの運営の重要事項に関しては、運営規程で定める旨を会則中に規定してください。

○運営規程は、事業所（クラス）ごとに定める必要があります。

○網掛けで「必須」となっている条文は、「津山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第14条で、「運営規程」に含めるべき重要事項とされているものであるため、内容の修正は可能ですが、省略はできません。ただし、当該規定が既に会則中にもあり、重複する場合は、いずれか一方で規定することとしてください。

○網掛けの文字は削除してください。

**運営規程の例**

●●児童クラブ運営規程

※１団体で１クラスのみ運営している場合の例

第１条 この会則は、当会（以下「事業者」という。）が津山市の委託を受けて児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条の３第２項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する●●児童クラブ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、もって事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）に対して適切な遊び及び生活の場を与え、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

※１団体で複数のクラブを運営している場合の例

第１条 ●●●●【クラブ、法人等の設置者名称】（以下「事業者」という。）が津山市の委託を受けて児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第６条の３第２項の規定に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施する●●児童クラブ●組【児童クラブの名称】（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、もって事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）に対して適切な遊び及び生活の場を与え、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

（運営の方針）⇒必須

第２条 事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

２ 事業者は、常に利用者の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重する。

３ 事業者は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、津山市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関との密接な連携に努める。

３ 事業者は、提供する支援の内容及び事業所の運営状況について自ら評価を行い、その改善を図るとともに結果の公表に努める。

５ 前４項のほか、法及び津山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年津山市条例第23号）（以下「条例」という。）その他の関係法令等を順守して事業を実施する。

（事業所の名称等）

第３条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称 ●●児童クラブ

(2)　所在地 津山市●●

（職員の職種、員数及び職務の内容）⇒必須

第４条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 職務の内容 |
| 放課後児童支援員 | ２名以上 | ①児童の保育②利用者の生活を豊かにするための遊び及び活動の研究、企画及び実施③利用者の出席状況及び保育状況の確認並びに出席簿及び保育日誌の記録作成④月１回以上のおたよりの発行⑤利用者の連絡帳への必要事項の記載⑥年間・月間及び勤務予定表の作成⑦おやつの準備及び提供⑧諸経費の管理⑨運営委員会における保育報告、相談等⑩学校、利用者の保護者等への必要事項の連絡⑪施設、設備及び備品の管理並びに環境整備⑫職員会議の開催⑬学習会、研修会等への参加⑭学校、津山市、地域等との連絡調整⑮補助員及び加配職員への指導・助言 |
| 補助員 | ●名以上 | 児童の保育及び支援員の補助等 |
| 加配職員 | ●名以上 | 特別な支援が必要な利用者に対する専属的支援等 |

（開所日及び開所時間等）⇒必須

第５条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 原則として月曜日から●曜日までとする。

イ 開所日数は１年につき250日以上とする。

(2) 事業所の開所時間

ア 小学校の授業がある日　午後１時30分から午後●時まで⇒開所は必ず午後1時30分以降とする（職員はそれより前から勤務し始めてもよい。）。

イ 小学校の授業の休業日　午前●時から午後●時まで

(3) 年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（支援の内容）⇒必須

第６条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動

(2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に資する活動

(3) 遊びを通じての自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動

(4) 利用者の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡

(5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援活動

(6) 地域との交流活動

(7) おやつの提供

(8) 前各号に掲げるもののほか、利用者の健全育成上必要な活動等

（支援の提供に対して利用者の保護者が支払うべき額）⇒必須

第７条 利用者の保護者（以下「保護者」という。）は、利用者に対する支援の提供を受けるに当たり、会員として承認された月から、次に定める費用の額を毎月末までに事業所に納入しなければならない。

(1) 利用料 月額 　　　　 円

(2) おやつ代 　月額 　　　　 円

(3) 教材費 月額　 　　　　円

２ 保護者は、次に定める費用の額について事業者から請求があった場合は、当該額を事業者が定める期日までに納入しなければならない。

(1) 行事等への参加に要する費用 実費として事業所が定める額

(2) その他事業所が必要と認める額

３ 第１項第１号の額は、次の場合においては各号に定める額とする。

(1) 同一世帯から２人以上の利用がある場合の２人目以降の額　　　　　円

(2) ひとり親世帯の場合の額　　　　　円

４ 前３項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得なければならない。

（利用定員）⇒必須

第８条 利用者の定員は、原則として●名とする。⇒原則40人。平成27年3月31日時点の利用者がこれを超過している場合は、その人数。

（通常の事業の実施地域）⇒必須

第９条 事業の実施地域は、津山市立●●小学校区とする。

（事業の利用に当たっての留意事項）⇒必須

第10条 保護者は、事業の利用に当たっては、次の内容に留意するものとする。

(1) 利用者が欠席する場合は、利用者の保護者は、電話その他の連絡方法により、当日の開設時間までに事業所へ届け出ること。

(2) 支援提供中に利用者に傷病が発生した場合又は他の利用者若しくは職員への迷惑行為等があった場合であって、支援の継続が困難又は不適切と認められるときは、利用者の保護者に連絡の上、支援の提供を中止する場合があること。

(3) 利用者の感染症の発症により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は、利用者の出席を拒むことができること。

(4) 事業者は、災害の発生等やむを得ないが事由がある場合は、当日において閉所を決定することができること。

（緊急時等における対応方法）⇒必須

第11条 利用者に対する支援の提供中に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

２ 利用者に対する支援の提供中により事故が発生した場合は、津山市及び被害を受けた利用者の保護者に速やかに連絡を行うとともに、応急処置等必要な措置を講じるものとする。

３ 利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

４ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための措置を講じなければならない。

（非常災害対策）⇒必須

第12条 事業所は、消火用具その他の非常災害発生時に必要な機器等の設置及び点検を行うとともに、非常災害に対応するためのマニュアルを作成し、これに基づく訓練を定期的に実施するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）⇒必須

第13条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 虐待防止のための職員研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

２ 事業所は、利用者に対する職員又は当該利用者の保護者による虐待があったと認められる場合は、速やかに津山市に通報するものとする。

（苦情解決の窓口）⇒定めることが望ましい。

第14条 事業所は、提供した支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 苦情を受け付けるための窓口の決定

(2) 事業所内における苦情解決のための手続きの明確化

(3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについての利用者、利用者の保護者、職員等への周知

(4) 苦情を受けた場合の当該苦情の内容等の記録

２ 事業所は、津山市から指導若しくは助言又は条例第３条第１項に規定する勧告を受けた場合は、これらに従って必要な改善を行わなければならない。

３ 事業所は、提供した支援等に関する苦情に関して行われる社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第１項の規定による調査に協力しなければならない。

（個人情報の保護）⇒必須

第15条 事業所は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を順守し、その業務上知り得た個人情報を適正に取り扱うものとする。

２ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

３ 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報その他の秘密を漏らすことがないよう、雇用期間終了後においてもこれらの秘密を保持する旨を職員の雇用契約の内容に定める。

（傷害保険への加入）

第16条 入会した児童は、クラブの費用負担により傷害保険に加入する。

２ 支援の提供中に事故、災害等が発生した場合であって、その原因がクラブの責めに帰すべきものでないときは、前項の傷害保険の範囲内において補償を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）⇒必須（内容は任意）

第17条 事業所は、職員資質向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後●箇月以内

(2) 継続研修 年●回

２ 事業所は、利用者、利用者に対する支援の提供、職員、設備・備品、会計等に関する諸記録を会計年度ごとに整備し、当該会計年度終了後５年間保存する。

付　則

この会則は、平成27年４月１日から施行する。